

次期役員改選のお知らせ

令和7年5月開催予定の第43期通常総代会をもって、役員(理事・監事)の任期が満了することから、次期役員改選に係わる事項を以下のとおりお知らせいたします。

1. 理事構成要件について

農協法第30条第12項では、原則として理事の定数の過半数を「認定農業者」及び「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行なう事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」(実践的能力者)とし、さらにその理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する必要があるとされています。

なお、この要件は、理事の選任時のみに求められるものではなく、就任期間を通じて要件を充足していることが必要となります。

2. 例外要件の適用について

理事構成要件については、上記1のとおりですが、地区内において認定農業者が少ない場合には、農協法施行規則において、例外要件①から④のいずれかを適用することができます。現在、当組合は例外要件②を適用しております。この要件を適用するには、正組合員の認定農業者数が理事定数の10倍を下回る場合とされています。当組合管内の認定農業者数は25人(令和6年7月1日現在)であり、そのうち、正組合員は13人であるため理事定数11人の10倍(110人)を下回ることから当組合では、引き続き、例外要件②を適用してまいります。

例外要件②	正組合員の認定農業者数が理事定数の10倍を下回る場合 理事の過半を、認定農業者、認定農業者に準ずる者、実践的能力者で構成する。
-------	--

3. 役員の定数について

定款及び定款附属書役員選任規程に基づき、理事・監事の定数は次のとおりです。

- 理事 10人以上11人以内(うち認定農業者等1人以上、実務経験者1人以上)
- 監事 3人以上4人以内(うち員外監事1人、実務経験者1人、ただし、員外監事と実務経験者はかねることができる)

4. 認定農業者について

農業経営を営む(または営もうとする)者が、自ら経営改善計画書を作成し、市町村からその計画の認定を受けた者をいいます。

5. 認定農業者に準ずる者等について

認定農業者に準ずる者等とは、次の(1)および(2)に該当する者をいいます。

- (1) 農協法施行規則第76条の2第1項で規定された認定農業者に準ずる者
 - ①認定農業者であった者 ②認定農業者が行う農業に参画する親族 ③「人・農地プラン」に位置づけられた農業者
 - ④認定就農者 ⑤農業経営士 ⑥市町村の基本構想水準を達成しているが認定農業者として認定されていない者
 - ⑦当組合の正組合員が農作物の種類等ごとに構成する組織の代表者(農業の振興を目的とするものに限る)
- (2) 当組合が定めた認定農業者に準ずる者等
 - ①農畜産物の生産・販売、または農業振興を目的とする組合員組織の構成員のうち正組合員で功績が顕著な者

6. 実践的能力者について

農協法第30条第12項において「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行なう事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」とされていますが、実践的能力者に該当するか否かについては、組合が判断するとされています。以上のことから当組合では、次のような者を実践的能力者の要件とします。

- ① 組合で主に経済事業関係の役員・管理職にある者又はその経験者
- ② 組合で主に経済事業以外の事業関係の役員・管理職にある者又はその経験者
- ③ 他の組合で主に経済事業関係の役員・管理職にある者又はその経験者
- ④ 他の組合で主に経済事業以外の事業関係の役員・管理職にある者又はその経験者
- ⑤ 会社その他の法人で経済事業関係の業務に従事する役員・管理職にある者又はその経験者
- ⑥ 会社その他の法人の役員・管理職にある者又はその経験者
- ⑦ その他、上記に準ずる経歴又は経験を有すると判断できる者

【役員選任手続きフロー図】

① 役員候補者選考会議

全域選考会議

- 構成員 9人
- 生産とくらし部会連絡協議会の会長および副会長の3人
 - 各地区の推薦会議委員3人のうちから1人ずつの3人
 - 非常勤の役員から3人

- 会議の役割
- 常勤役員および員外監事候補者を選考し、推薦会議へ報告

地区選考会議

(中津地区・高峰地区・愛川地区)

- 構成員 10人以内
- 生産とくらし部会連絡協議会の会長および副会長のうち1人
 - 各地区の推薦会議委員3人のうちから1人
 - 地区より選ばれた組合員8人以内(組合員会議で選出)

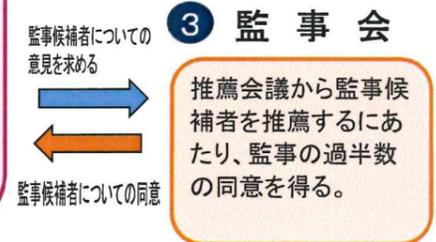
- 会議の役割
- 役員区分と人数に基づく役員候補者を選考し、推薦会議へ報告

役員候補者の推薦承諾書及び略歴書の提出 ↓ 選考した役員候補者を推薦会議へ報告

② 推薦会議

- 構成員 9人(中津地区3人・高峰地区3人・愛川地区3人)
3地区から各3人の正組合員で構成

- 会議の役割
- 選考会議から報告された役員候補者が要件を満たしているかを確認
 - 農協法および規程等に則した理事構成要件を満たしているかを確認
 - 理事候補者および 監事候補者の決定
 - 組合長へ役員推薦書を提出



全役員候補者を推薦 ↓ 役員選任議案を総代会へ提出

④ 理事会

総代会へ提出する役員選任議案を決定

⑤ 総代会

役員選任議案を投票により決議

【役員選任までのスケジュール】

実施時期	会議名	実施内容
令和6年 9月	理事会	推薦委員の報告
令和6年10月	推薦会議	全域および各地区の選考会議委員の選出
令和6年11月	組合員会議(地区ごと)	各地区の選考会議委員を選出(その地区内の組合員)
令和6年11月~	役員候補者選考会議	全域および各地区において役員候補者を選出
令和7年 1月		選出した役員候補者を推薦会議へ報告
令和7年 2月	推薦会議	理事構成要件および役員候補者の要件を確認し、組合長へ推薦書を提出
令和7年 3月	理事会	総代会へ提出する役員選任議案を決定
令和7年 5月	通常総代会	役員選任議案を附議